

津市木造住宅耐震診断

1. 対象者

津市内の対象住宅の所有者

2. 費用

無料

3. 対象住宅

次の①～④の全てに当てはまる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた(着工された)木造住宅であること
- ② 3階建て以下であること
- ③ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ④ 在来軸組工法、伝統工法、枠組工法の住宅

注意!!

- ・丸太組工法(ログハウス)、プレハブ工法、その他大臣等の特別な認定を受けた工法は除きます。
- ・対象住宅であっても、増改築の状況や敷地等の特殊事情により、対象外となる場合があります。
- ・対象住宅1棟につき、1回限りです。

4. 申し込み時に必要な書類

申込書(建築指導課、各総合支所地域振興課及び出張所で配布、HP掲載)

※固定資産税課税明細書や登記簿(建物)を申込書と合わせて提出していただくと申し込みが容易になります。

※所有者の方がお亡くなりになられている場合、申し込みされる方が法定相続人であることを証明していただく、戸籍、登記事項証明書(建物)、固定資産税課税明細書等の提出をお願いする場合があります。

5. 申し込み先

都市計画部建築指導課、各総合支所地域振興課、各出張所

※耐震診断の受け付けは、原則4月から翌年1月末までです。ただし、予算の都合により、早期に受け付けを終了する場合があります。

6. 除却(解体)工事をお考えの方へ

木造住宅除却事業補助金を希望される方は、申請の際に容易な耐震診断調査票を併せて提出する場合は、耐震診断が不要となります。

詳しくは、木造住宅除却事業補助金の概要を確認するか、または都市計画部建築指導課にお問い合わせください。

木造住宅耐震診断の流れ

① 申し込み

建築指導課、各総合支所地域振興課、各出張所へ申込書を提出して下さい。
郵送、FAXまたはメールでも提出していただくことができます。

② 実施決定の通知

市から「耐震診断等実施決定通知書」を郵送します。

③ 診断日の打合せ

住宅を耐震診断する診断員（専門家）が、診断日時等の都合を電話で問い合わせします。

④ 診断実施

診断員が訪問し、増改築の有無をお聞きしたり、可能な範囲で床下や天井裏を覗いたりして現地調査します。調査時には、必ず立合いが必要です。

⑤ 診断結果の報告（②実施決定後2か月程度）

診断後、再度お伺いして診断結果の説明を行います。
なお、診断員は耐震改修工事などの営業活動はいたしません。

ご 注 意 ！

最近、市役所を名乗って無料耐震診断を行おうとしたり、住人の危機感をあおって耐震改修を迫る業者が見受けられるようです。

市が行う無料耐震診断では、改修を勧誘することはありません。

津市 都市計画部 建築指導課

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336

E-mail : 229-3185@city.tsu.lg.jp